

○亀山市地方創生会議設置要綱

平成27年5月11日

改正 平成30年3月30日

(設置)

第1条 亀山市におけるまち・ひと・しごと創生を効率的に計画し、推進するにあたり、総合的かつ専門的な意見を聴くため、亀山市地方創生会議（以下、「創生会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 亀山市人口ビジョンの策定に関する事。
- (2) 総合戦略の策定及び検証に関する事。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に関する事。

(組織)

第3条 創生会議は、市長が選任する委員10人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 創生会議に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、創生会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 創生会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 創生会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができ

ない。

3 創生会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 創生会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 創生会議の庶務は、政策課において処理する。

(平30. 3. 30・一部改正)

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生会議の運営に関し必要な事項は、会長が創生会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。